

**市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議
のまとめ**

令和 7 年 3 月

市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議

目 次

1 有識者等会議設置の背景	P 1
(1) 国の動向	
(2) 名古屋市の状況	
2 有識者等会議設置の目的	P 5
3 学びの多様化学校について	P 5
(1) 概要	
(2) 全国の設置状況	
(3) 名古屋市における学びの多様化学校の現状	
4 本有識者等会議における主な意見	P 8
(1) 本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義	
ア 位置づけ	
イ 意義	
(2) 学校の基本的方向性	
ア 目指す学校の姿（コンセプト）	
イ 目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（特色）	
(3) 学校の枠組み	
ア 対象となる児童生徒の範囲	
イ 対象学年、学級数、転入学の時期	
(4) 設置のあり方	
参考 市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議	P 18
○委員	
○会議実績	

1 有識者等会議設置の背景

(1) 国の動向

全国的に不登校児童生徒が増加し続けている中、令和5年3月に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が示され、不登校によって学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指し、社会全体で取組を進めていくことが掲げられた。

このCOCOLOプランでは、不登校特例校の設置について、今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されること、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指すことが示された。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を令和9年度までの計画期間内において進めることが示された。

そして、令和5年8月に文部科学省から「『不登校特例校』の新たな名称について」が通知され、当該学校に通う子どもたちの目線に立った相応しい名称とする観点から、『学びの多様化学校』という名称とされたところである。

▶令和5年3月 文部科学省

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）

- 不登校特例校の設置について、今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されることを目指す
- 将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指す

▶令和5年6月 閣議決定

「第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～9年度）」

不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進める

▶令和5年8月 文部科学省

「『不登校特例校』の新たな名称について（初等中等教育局児童生徒課長通知）」

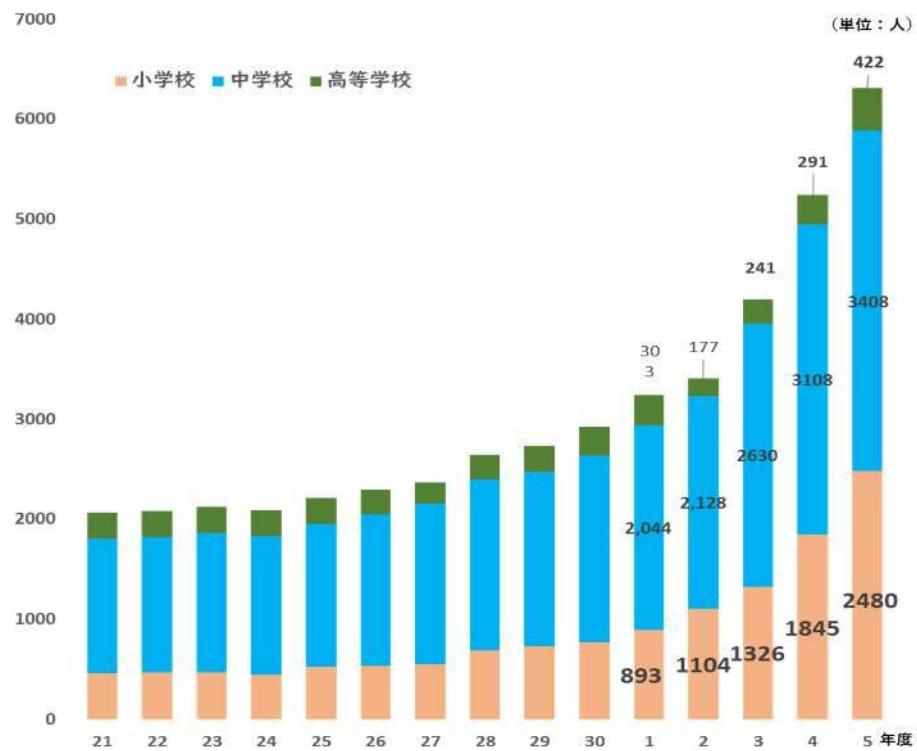
実際に当該学校に通う子供たちの目線に立った相応しい名称とする観点から・・・
新たに『学びの多様化学校』とする

(2) 名古屋市の状況

○名古屋市における不登校児童生徒の現状

不登校児童生徒数の推移

近年の不登校児童生徒数については、全国的に増加傾向にあり、本市も同様の傾向となっている。令和5年度の不登校児童生徒数は小学校2,480人、中学校3,408人、高等学校422人である。



区分	R1	R2	R3	R4	R5	R1→5 比率	
小学校	1年	67	72	81	142	199	3.0倍
	2年	75	101	123	190	285	3.8倍
	3年	106	146	171	246	350	3.3倍
	4年	173	175	247	318	430	2.5倍
	5年	207	260	296	427	535	2.6倍
	6年	265	349	408	522	681	2.6倍
	計	893	1,103	1,326	1,845	2,480	2.8倍
中学校	1年	574	589	778	868	932	1.6倍
	2年	709	829	967	1,180	1,238	1.7倍
	3年	761	709	885	1,060	1,238	1.6倍
	計	2,044	2,127	2,630	3,108	3,408	1.7倍
	小中計	2,937	3,230	3,956	4,953	5,888	2倍

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」より

○不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援方策

N a g o y a H E A R T P l a n (なごやハートプラン)

本市では、令和4年3月に「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」を策定し、「不登校児童生徒数が減少すること」と「不登校児童生徒が自らの進路を選択し、卒業後の未来を開くことができること」の実現に向けて取組を進めてきた。

教育支援センターの施設拡充や、中学校での校内の教室以外の居場所づくり事業の推進等、好ましい変化に結び付いた事例は多くあるものの、本市の不登校児童生徒数は全国と同様に依然として増加傾向にある。

増加する不登校児童生徒への支援の方向性も変化している中、本市でもこれまでの不登校の方策に基づく取組を継続しつつ、誰一人取り残されない学びの保障を図るため、支援方策について、再検討する必要があると考えた。

そこで本市では、令和6年に設置した「今後の不登校施策に関する有識者等会議」の意見を踏まえ、支援方策（N a g o y a H E A R T P l a n）を策定（令和7年3月策定予定）し、本プランの中で「市立学びの多様化学校の設置」について、今後の検討事項として掲げている。

不登校児童生徒の
多様な学びの保障に向けた支援方策(案)

Nagoya HEART Plan

つながる つなげる

- H eartwarming
- E nvironment for
- A uthentic
- R elationships and
- T hriving

なごやハートプラン

名古屋市教育委員会

「HEART」の名に込めた想い

Heartwarming Environment for Authentic Relationships and Thriving

不登校児童生徒を含めた全ての子どもたちの
『自分らしさを大切にするつながりと成長のための心温まる環境』
を整えていきたいという想いを込めています。

つながる つなげる

不登校は問題行動ではありません。「学校に行きたくてもどうしても行けない」ということは、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることです。また、不登校は、本人の「甘え」や「懇意」でも「弱いから」でもあります。

心のエネルギーが不足している状態の児童生徒にとって、不登校が休養や自分を見つめ直す機会となるなどの積極的な意味をもつことがあります。保護者や学校の先生、スクールカウンセラーなどが児童生徒との気持方に寄り添い、心の声に耳を傾けるなど、まずは身近な人が支援者として児童生徒と「つながること」が大切です。

身近な支援者とつながったことにより安心感を得た児童生徒は、今の状態から一步踏み出そうとするときがあります。そのとき児童生徒を多様な学びやそのための場、他の人々との関わり等に「つなげる」のが支援者の役割だと考えます。

名古屋市では、不登校児童生徒が「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、児童生徒が学校へ行く・行かないにかかわらず、誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援を行っていきます。

この度、この冊子をご覧いただいた皆様に心から感謝申し上げます。様々な立場からお読みいただき、児童生徒への支援や支援者同士の連携や協力などに役立てていただけることを願っています。全ての子どもたちの未来のために。

○ナゴヤ学びのコンパス

本市では、令和2年度からナゴヤ・スクール・イノベーション事業と銘打ち、幼稚園から高等学校まで全ての市立学校園の教育段階において、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を推進してきた。

本市の子どもたちが、今後ますます激しくなる社会の変化を前向きに受け止め、たくましくしなやかに変化を乗り越え、よりよく自らの人生をきり拓いていくためには、自律して学び続ける人に成長していくことが欠かせない。そのためには、大人が子どもの学びに伴走し、子ども中心の学びを進めしていくことが大切である。

こうした方向性に向けて、市立学校園全ての教職員及び、子どもたちに関わる全ての大人が共通認識をもって教育を進めることができるように、本市の目指す子ども中心の学びの考え方を明確にする、学びの方針を示す必要があると考えた。

そこで、学識経験者・学校関係者・保護者代表等で構成する「学びの方針策定に係る検討会議」を立ち上げ、子どもたちや教職員からの意見も聞きながら、本市の目指す子ども主体の学びをわかりやすく示す「ナゴヤ学びのコンパス」を令和5年9月に策定・公表した。

令和6年4月からは、全ての市立学校園において「ナゴヤ学びのコンパス」を基にした教育を推進している。



2 有識者等会議設置の目的

本市の不登校施策における「学びの多様化学校」の位置付けや意義を検討するとともに、「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す教育を具現化し、多様性を認める学びの場としての、本市の「学びの多様化学校」のあり方について意見をいただくため、有識者・学校関係者・保護者代表等で構成する有識者等会議が設置された。

3 学びの多様化学校について

(1) 概要

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。

★ 教育課程がある「学校」である

(教育支援センターや民間団体(施設)とは異なる。原籍校から転籍)

★ 国の指定を受けて教育課程を「柔軟化」できる

(総授業時数減、体験型学習、教科横断的な取組、新設教科等)

義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律

本法律の学びの多様化学校に関する条文(抜粋)

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条においては、国及び地方公共団体が学びの多様化学校の整備及び学びの多様化学校における教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務とされている。



これを受け、地方公共団体においては、



学びの多様化学校を
新たに設置すること



学びの多様化学校を既に
設置している場合は、その
教育の充実を図ること

などに取り組むことが求められている。

【学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】(R6.2 改訂 文部科学省) より】

対象となる児童生徒の範囲

対象となる児童生徒の範囲については、主に以下の2通りを想定している。

なお、入学希望の児童生徒が対象となるのかについては、当該学校又はその管理機関において、個別に判断する。

A 不登校状態である児童生徒

A 原則として、文部科学省の調査における基準^{*}等の明確な基準を設け、その基準に則り、不登校状態であると判断した児童生徒。

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校」の基準：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

B 不登校傾向が見られる児童生徒

B A のような基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る。

(Bに該当する児童生徒の例)

- ・ 登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちとしか関わることができない児童生徒
- ・ 在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・ 強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

【学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】(R6.2改訂 文部科学省) より】

(2) 全国の設置状況

令和6年4月1日現在、学びの多様化学校の設置状況は、全国で35校。

【学校種別】 小学校4校、中学校22校、小中一貫校3校、高等学校6校

【国公私別】 公立21校、私立14校

【設置形態別】 学校型17校、分校型1校、分教室型13校、

コース指定型4校



【文部科学省 HP掲載「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置者一覧」より】

(3) 名古屋市における学びの多様化学校の現状

本市には平成24年4月に私立学校として、星槎名古屋中学校が設置されている。

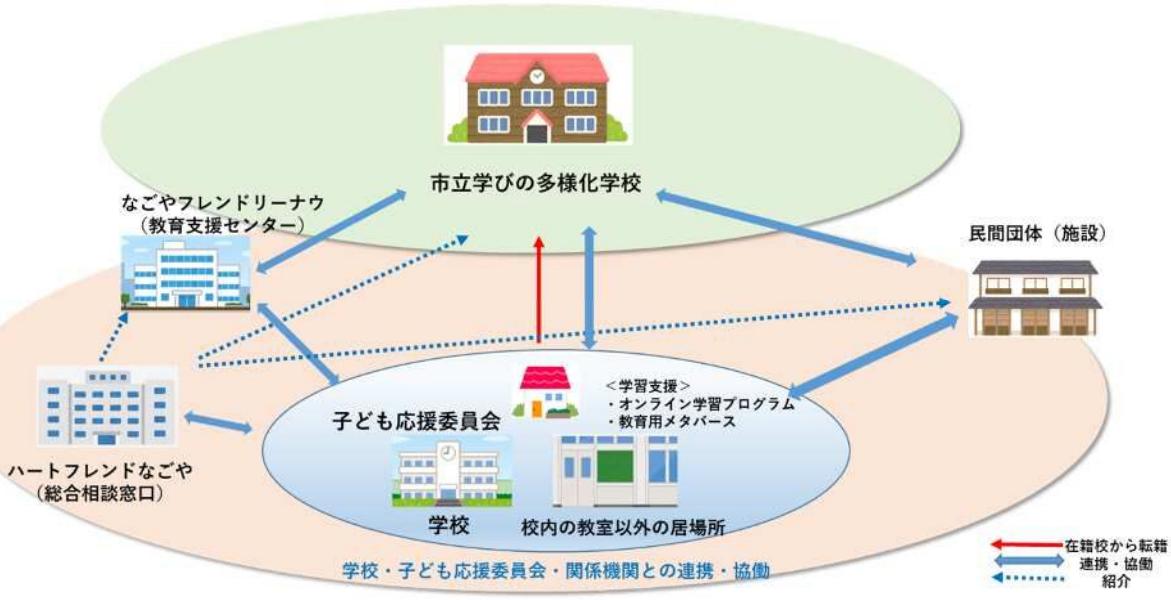
4 本有識者等会議における主な意見

【◆：会議において検討した内容・観点 ○：各委員からの意見】

(1)本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

市立学びの多様化学校の本市の不登校施策における位置付けや意義について、以下の内容・観点について検討。

- ◆ 児童生徒の一人一人の思いや願いに応じた多様な学びを提供し、子ども目線を大切にしながら、子ども・保護者・学校に選択肢を分かりやすく示す。
- ◆ 多様な背景を持つ児童生徒一人一人のその時々の思いや願いを尊重し、きめ細やかな学びの場・学びの機会を提供するため、「市立学びの多様化学校」の設置が必要。
- ◆ 「市立学びの多様化学校」は、本市の学びの基本的な考え方を示した「ナゴヤ学びのコンパス」を、弾力的で柔軟な教育課程の編成という方法で具現化し、本市の不登校施策及び学びの多様化を推進する重要な役割を担い、その取組みやエッセンスを全市へ共有する。



【本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けについて】

- 不登校施策が提供側の視点で整理しているから分かりにくく、子ども目線で「どこで学びたいか」、「どう学びたいか」で区分すれば、子どもにとって分かりやすくなる。
- 学校現場では、不登校施策の種類が多く、どの選択肢がその子どもに合うのか判断が難しい。子ども目線を大切にしながら、現場教員にとっても、支援策の選択肢を分かりやすくするという観点も必要。

- 他都市の学びの多様化学校のように、教育支援センターと物理的に近いところに設置すると、連携もとりやすく、心理的な壁も軽減できる。
- 市立学びの多様化学校では、他の市立学校で利用できる不登校施策も利用できるようにし、在籍する子どもの状況によって、最も良い選択ができることが必要。
- 不登校児童生徒支援はネットワーク組織が重要。関係機関が、互いにどの様な子どもを支援しようとしているかを理解し、同じ視点に立つことが必要。
- 各不登校児童生徒支援策の「場」が持っている強みや、アクセスしやすい学び方等の観点で、不登校施策における市立学びの多様化学校の位置付けを表現できると良い。

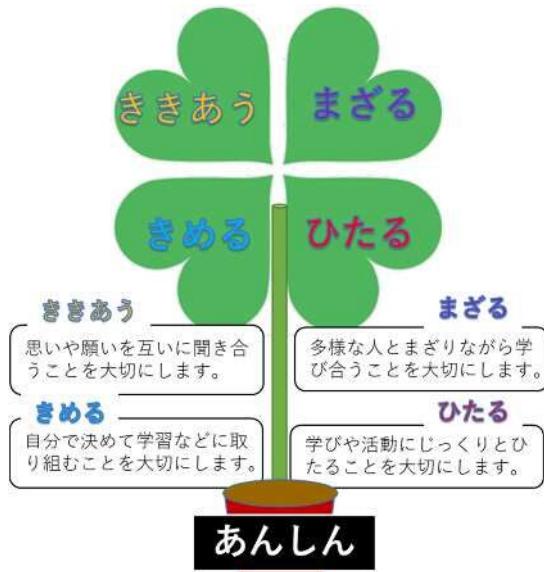
【市立学びの多様化学校の意義について】

- 市立学びの多様化学校における授業のやり方や教材の準備等、教員の研修の意義はとても重要。また、この学校の教室で授業を受けられるほか、校内の教室以外の居場所のような機能や、自宅でのオンライン授業等、多機能であった場合は、「学びの多様化推進」の拠点としての機能も期待できる。
- 不登校の子どもが増加しており、市立学びの多様化学校を1校作っても転入学できるのは全体の数%に過ぎない。資材投入（インプット）が大きいので、その全市への波及効果を考えることが必要。
- 市立学びの多様化学校は、不登校施策の中核であると同時に、名古屋市における学びの多様化推進の中核として、全ての学校・子どもへの波及効果を考えることで、市立て設置する意義が最大化される。
- 「こここの学校の卒業生だぞ」と子どもも親も誇れるような、地域に根ざした学校ができると良い。
- 不登校は学びの選択肢の1つであって、「決してあなたが悪いんじゃないよ」というメッセージを、公立の学校として作ることによって、市内全域に広めることができる。そして、この学校に通う子どもに対して「ここなら安心していられる」、「ここなら行ってみたい」、「これで良いんだよ」というメッセージを発信していくと良い。

(2) 学校の基本的方向性

ア 目指す学校の姿（コンセプト）

- ◆ 市立学びの多様化学校の目指す学校の姿（コンセプト）について、不登校施策と学びの多様化推進の重要な役割を担う学校として、その取り組みやエッセンスを全市へ共有するという観点から検討。
- ◆ そのコンセプトを実現するため、「ナゴヤ学びのコンパス」の学びを進める上で大切な視点等として、「あんしん」という土台のもと、必要な「ききあう」、「きめる」、「まさる」、「ひたる」という4つのエッセンスについて検討。

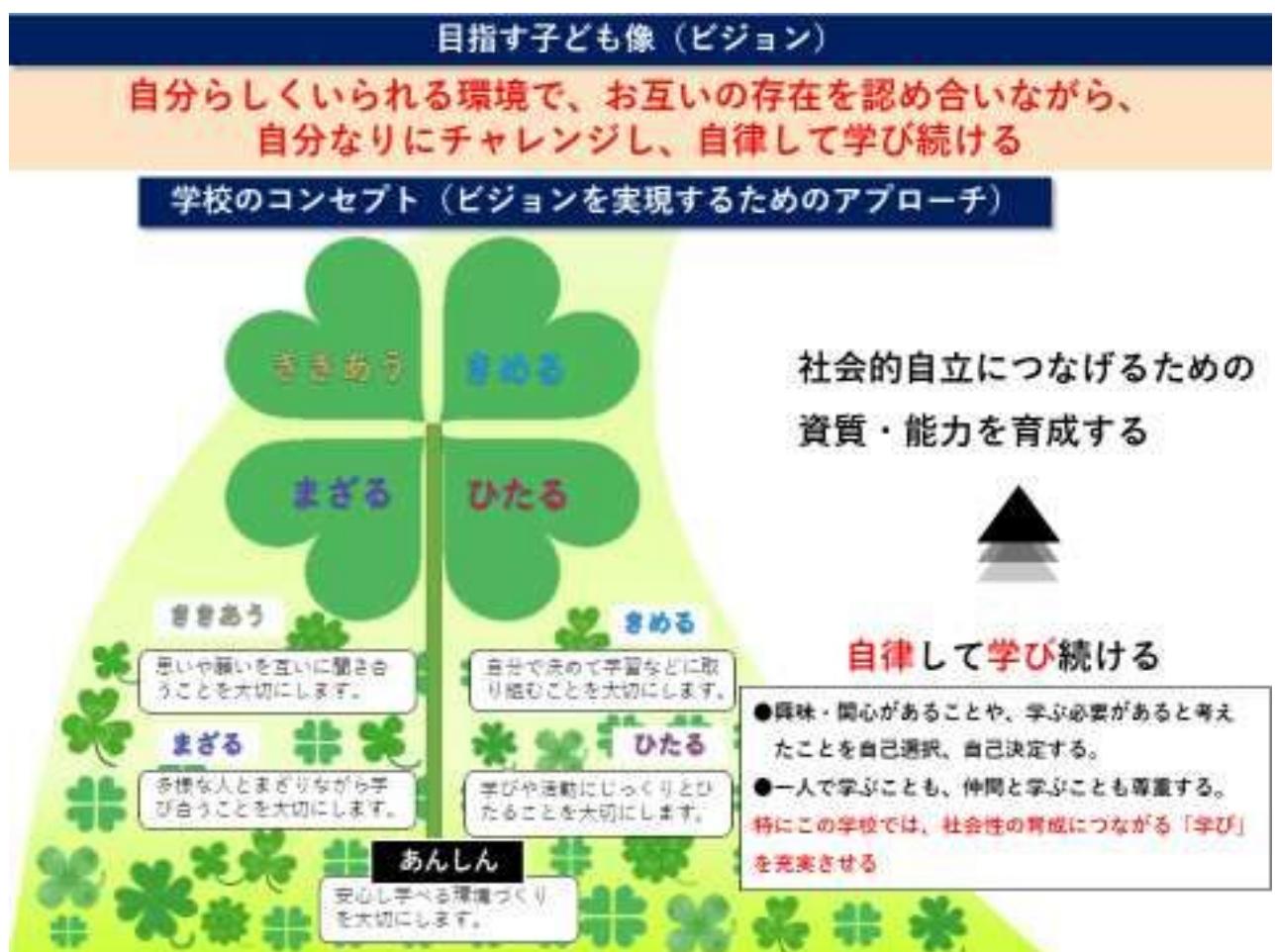


- コンフォートゾーンからストレッチゾーンに一歩踏み出すチャレンジができる、失敗してもまた安心してチャレンジできる、ということがコンセプトに表現できると、「ナゴヤ学びのコンパス」を受けた名古屋らしい学校になる。
- この学校は、不登校施策と学びの多様化を推進する重要な役割を担っており、その取り組みを全市内に共有するのであれば、一般校からあまりにもかけ離れたものではいけない。一般校とも共有できる目標を掲げ、教育課程の編成等の中で、この学校で重視する部分を見出していけたら良い。
- 「安心」はあまりにも重要で基礎・基本となるものであり、最終目的に置いてしまうと達成できた後の指針が不明確になってしまう。10年後、20年後にも色あせない独自性と普遍性をもったコンセプトになると良い。
- この学校が不登校児童生徒支援の重要な役割を担うとすれば、全ての不登校の子どもへのメッセージを示すことができると良い。
- 「子どもたちの気づきを大切にし、じっくり待ってあげられる学校」、そういったことが、子どもや保護者に伝わるコンセプトが良い。
- 学校であるなら、「安心」だけでなく、子どもの成長を促すことが必要。コ

ンセプトを考えるには、この学校が、どういう状況の子どもを対象にし、何を他の市立学校に共有するのかを決めることが必要。

- 不登校施策と学びの多様化推進施策の二つの円が重なる部分に、この学校のコンセプトが存在する。
- 子どもの安全安心を確保しながら、挑戦へと繋がるアプローチ・支援策をこの市立学びの多様化学校で実施し、それがメッセージとして伝わると良い。

【委員の意見を踏まえて検討した目指す学校の姿（コンセプト）等】



イ 目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（特色）

- ◆ 市立学びの多様化学校の目指す学校の姿（コンセプト）の実現に向け、「あんしん」、「ききあう」、「きめる」、「まざる」、「ひたる」の観点別に、学校づくりの視点・特色について検討。

- 地域の人と「まざる」ことは大切。地域の行事に子どもも教職員も参加できる機会があると良い。
- 「まざる」の部分に、インクルーシブ教育の視点が必要。個別最適化が進めば進むほど、インクルーシブできる子どもの対象が広がる。
- 市立学びの多様化学校が、不登校施策と学びの多様化の重なるところだと考えると、「ききあう」・「まざる」は社会性、「きめる」・「ひたる」が多様な学びに関わることであることから、コンセプトとしてこの4つのエッセンスは良い。
- オンライン教材の活用により、子ども自身が時間を設定し学ぶことや、対面又はオンラインによるハイブリッド型の学びを提供できることで、市立学びの多様化学校に在籍する子ども以外の子どもの支援にもつながる。
- 学びの多様化推進には、子どもが選択できる余地が豊かにあることが必要なため、市立学びの多様化学校では、例えば、登校時間や総授業時間数なども全員一律ではなく、子どもが選択できるところまで、踏み込んで検討することが重要。
- この学校では、子ども一人一人の状況に応じた、オーダーメイドの教育活動が行われると良い。その取組を全市立学校に共有するには、現在の教員配置と総授業時間数では限界があるため、教育諸条件整備も含めて検討することが重要。
- 安心と挑戦、個別と協働という軸が、特色となる取組みのなかに、十分意識して組み込まれることが重要。
- 「きめる」の項において、自分のペースで学ぶことだけでなく、「あんしん」の項にもあるように、自習室や図書室でも学ぶことができる、といった、自分で学ぶ場所や学び方を選べる、という示し方も必要。

【委員の意見を踏まえて検討した目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能）等】

目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能）

ききあう

思いや願いを互いに聞き合うことを大切にします。

- 対話を通じて、子どもの自分理解・他者理解を促進
- 大人が子どもと対話し、子ども一人ひとりの思いや願いを尊重

きめる

自分で決めて学習などに取り組むことを大切にします。

- 子ども一人ひとりに合ったベースや方法で学ぶ（学習の進度、ICTの活用など）
- 子どもの興味・関心に応じて、学校行事や部活動を企画・実施
- 自分らしい生き方や進路を決めるための支援

まざる

多様な人とまぎりながら学び合うことを大切にします。

- 地域、民間団体、大学などと連携した体験活動・キャリア教育
- 異学年交流の充実

ひたる

学びや活動にじっくりとひたることを大切にします。

- 自分の興味・関心に基づく探究活動

あんしん

安心して学べる環境づくりを大切にします。

- 子どものベースを尊重し、居心地の良い環境を選択して学ぶ（ゆるやかな通学時間、オンライン学習、学ぶ場所など）
- 子どもが自分なりにチャレンジできる場と、安心して失敗できる環境の設定
- 悩みや不安の解消のための支援

(3) 学校の枠組み

ア 対象となる児童生徒の範囲

市立学びの多様化学校の対象となる児童生徒の範囲について、以下の「考慮すべき要素」について検討。

- ◆ 不登校状態である、又は、不登校傾向が見られる児童生徒であること
- ◆ 児童生徒に本校で学ぶ意欲、興味・関心があること
- ◆ 保護者の理解が確認できること
- ◆ 教育支援センターとのつながり

○学校や保護者からの意見や情報だけでなく、公的な支援機関の意見を踏まえながら、市立学びの多様化学校がその子どもに適しているのか見極めることが必要。

○「保護者の理解」としては、他事例を参考にすると「授業時数を減らした特別な教育課程であること」、「安全に登校できるよう保護者が責任を持つこと」等が考えられる。基準の中身を具体的に示しておくことで、保護者にとって分かりやすいものになる。

○名古屋市は不登校児童生徒支援の窓口が複数あるので、市立学びの多様化学校の設置を契機に、それらの窓口の役割を整理したうえで、市立学びの多様化学校と連携することが必要。

○教育支援センターへの入所を条件とするかどうかは手続きの問題であり、対象となる児童生徒の範囲とは、別に整理したほうが良い。

○教育支援センターへの入所を条件とするのではなく、学びの多様化学校に入った後に、心理的な支援と多様な学びの支援ができる仕組みが必要。

○既存の不登校児童生徒支援のための教育支援センターとは別に、多様な学びの支援・相談ができる公的な機関があれば、もっと早い段階でその子に合った学びにつなげることができ、助かる子ども・保護者は多い。

○市立学びの多様化学校設置から10年程度は、情報の不均衡が避けられないため、一部の子ども・保護者のみの選択肢にならないよう留意することが必要。こうした中で、体験プログラムやオンライン授業等を活用し、部分的に参加できる仕組み等、周辺の部分をどれだけ広げていけるかがポイントとなる。

イ 対象学年、学級数、転入学の時期

市立学びの多様化学校の対象学年、学級数、転入学の時期について、以下の内容・観点について検討。

【対象学年】

- ◆ 不登校児童生徒数の数は、中学校入学後に急増する。
また、直近5年で小学生の増加率が約2.8倍と高く、特に小学校低学年の増加率が顕著で3倍以上であり、小学生の支援も急務である。そのため、小学生（低学年から）及び中学生が転入学できる、市立学びの多様化学校が必要である。
- ◆ 不登校等の諸課題が大幅に増える、いわゆる「中1ギャップ」にも配慮し、その段差にも配慮した教育課程を編成した小中一貫校とすることにより、9年間を通して、児童生徒の一人一人の思いや願いに応じた多様な学びを提供することができる。（児童生徒が望めば、在籍の小中学校へ転校・進学することも可能とする）

【学級数、人数】

- ◆ 多様な背景を持つ児童生徒一人一人のその時々の思いや願いを尊重し、きめ細やかな学びの場・学びの機会を提供するため、少人数の学級を編成する。（学級数は庁舎のキャパシティ等から検討）

【転入学の時期】

- ◆ 多くの転入学希望者が想定されるため、転入学の時期は年1回を原則とするが、応募状況を踏まえ検討する。

○この学校が、増加する不登校の子どもに多様な学びを提供するためのものか、それとも不登校の子どもを減らすためのものか、設置目的を明確にすべき。不登校の子どもは中学生の絶対数が多いので、不登校の子どもを減らすことを主目的とするなら、中学生のみを対象とすべき。

○小中一貫校とした場合、小学生から中学生に上がる子どもの数も相当数いるので、中学生から転入学できる枠もしっかりと整えることが必要。

○この学校に配置できる教職員の人数を決めて、その中で最大限の効果を発揮させるためには、どういった方法が良いのか、という点から議論することも必要。

○多様な学びを選択できる学校にしていくと考えるのであれば、小学校からが対象範囲となると良い。小学校段階から学びの多様化学校に入り、つまづいていたところや苦手だったところについて、自分なりのチャレンジで自信をつけて、中学校では地域の中学校に帰る、というパターンも考えら

れる。

- 不登校の子どもの学年ごとの教室への復帰率が把握できれば、市立学びの多様化学校に、どの学年からを転入学の対象にすべきか、判断基準の一つになる。

(4)設置のあり方

市立学びの多様化学校の設置のあり方について、以下の内容・観点について検討。

- ◆ 令和5年度には、本市の不登校児童生徒は5,888人になり、市立学びの多様化学校を1校設置したとしても、その数パーセントの児童生徒しか転入学できない。

また、市立学びの多様化学校が、本市の不登校施策及び学びの多様化推進の重要な役割を担い、その取組みやエッセンスを全市へ共有するためには、当該学校で経験した教職員の人事交流等を検討する必要があるが、1校だけでは物理的な限界がある。

そのため、全市立学校における不登校施策及び学びの多様化の迅速な推進という観点から、複数校の設置も視野に入れて検討する。

- ◆ 設置場所については、迅速かつ効率的な設置という点を鑑み、学校の統廃合等により、使用可能となった施設の活用を検討する。

- 市立学びの多様化学校の分校型を増やし、本校である市立学びの多様化学校が開発したタイルワークカリキュラム（オンライン教材や地域資源等を活用し、個々のタイルの間を埋めて、一体化された知識として子どもが学ぶことができるカリキュラム）を共有するとともに、授業を本校から分校へオンラインで配信すれば、投入資源に対して、支援できる子どもの数が飛躍的に拡大する。

- 市立学びの多様化学校が、子どもたちがどこでも学ぶことができ、不登校という概念をなくすための第一手になることが大切。一斉授業という形態だけではない、学び方の選択肢を子どもたちに提供できる仕組みづくりにおいて、この学校が中核的な役割を果たすことが必要。ひいては、一斉授業は補助的に展開しつつ、子どもたちが自律的に学んでいくための構造転換につながっていく。子どもたちが自律的に学ぶには、大人の力が必ず必要となり、教員はコーチ的な役割が求められる。

- 市立学びの多様化学校だけで考えるのではなく、校内の教室以外の居場所等、名古屋市の不登校施策全体の中の構図で考えるべき。市立学びの多様化学校の複数校の設置を視野に入れるなら、複数の分校・分教室の展開等

も含め、学びの多様化について複数のパターンを中長期に検討していくことが必要。

○学校の統廃合により、地域から学校がなくなることは、地域から活気が失われるとともに、避難所がなくなるという不安がある。市立学びの多様化学校として、学校の統廃合跡地を活用することで、地域の活性化にもつながる。

○市立学びの多様化学校を1校設置しても、名古屋市の不登校の子どもの数パーセントしか転入学できないため、その先としてこの学校の実践を生かすことを目指さないといけない。現時点では、どの方法による拡充が一番有効なのか結論を出すのは難しいので、市立学びの多様化学校を1校開校しながら、拡充を検討し、その方針を子ども・保護者にも示していくことが必要。

○全市へ成果を共有することをあせるばかりに、この学校の教職員に多大なプレッシャーをかけてはいけない。子どもたちのカリキュラム開発にじっくり時間をかけて、成果が上がったところから徐々に共有できたら良い。必要なら立ち止まり修正するなど、子どもを中心に据えてじっくり時間をかけて取り組むべき。

参考 市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議

○委員

(敬称略)

氏名	所属
井上 博詞	学校法人平島学園こじか幼稚園 園長 元 岐阜市立草潤中学校 校長
入江 優子	東京学芸大学子どもの学び困難支援センター 准教授
武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科 教授
村中 直人	一般社団法人子ども・青少年育成支援協会 代表理事 臨床心理士 公認心理師
尾関 利昌	名古屋市立小中学校 PTA 協議会 会長
山村 伸人	名古屋市立富士中学校 校長
森 義裕	名古屋市立植田北小学校 教諭
横井 裕人	名古屋市教育委員会事務局 新しい学校づくり推進部長

○会議実績

年月日	検討内容
第1回 令和6年10月29日	A 本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義 ○校内の教室以外の居場所や教育支援センターをはじめとした、本市の各種不登校施策との役割の整理や連携 ○本市における学びの多様化学校設置の意義 等
第2回 令和6年12月9日	B 学校の基本的方向性 ○目指す学校の姿（コンセプト） ○目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能）
第3回 令和7年1月20日	C 学校の枠組み ○対象となる児童生徒の範囲 ○対象学年、設置形態、学校規模、転入学時期 ○設置のあり方
第4回 令和7年3月11日	これまでの議論の振り返り